

第126回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年 9月28日（金） 10:00～12:20

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、永瀬 伸子、野呂 順一

【幹事等】

人事院事務総局調査職、内閣府大臣官房総括審議官、個人情報保護委員会事務局総務課、金融庁企画市場局総務課調査室長、復興庁調査・調整班、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長、環境省大臣官房環境計画課計画官、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官

【審議協力者】

萩野 覚（福山大学経済学部教授）

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長、吉野政策企画調査官
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

- （1）国際統計機関における人材育成について
- （2）諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」
- （3）諮問第118号「国民生活基礎調査の変更について」
- （4）諮問第119号「作物統計調査の変更について」
- （5）統計委員会運営規則の改正等について
- （6）統計委員会専門委員の発令、分科会及び部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名について
- （7）その他

5 議事概要

(1) 国際統計機関における人材育成について

萩野 覚 福山大学経済学部教授から、資料1に基づき、「統計分野における国際人材育成について」の講演がなされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・国際人材の育成には、「山を高くする」とことと「裾野を広くする」ことの両方が必要。御意見は、突出した人をいかに伸ばしていくかという、「山を高くする」部分に重点があった。一方で、「裾野を広く」して、国際人材の候補者を広く見つけることも必要と考える。国際会議への出席だけでなく、例えば、国際会議を日本で開催するために、工夫の余地はないか。
- 国際人材の「裾野を広くする」重要性は認識している。しかし、ローテーションの中で参加する国際会議については、「裾野を広くする」とことと「頂を高くする」ことはトレードオフの関係。裾野を広くしようと、毎年国際会議への出席者を変えれば、心証が悪くなるので、ある程度出席者は固定した方がよい。裾野を広げるためには、まず、英文ペーパーを記載して学会等に投稿していくこと。また、国際会議を日本で開くことは非常に難しいが、学会等をインフォーマルな形で開催することは、比較的容易ではないか。政府が組織として、開催に積極的になれば、日本での国際的な議論が可能と考える。
- ・国際機関に新規採用されるために要求される、英語と専門知識の両立を苦手とする人が日本人には多い。こちらについて、助言があれば伺いたい。
- 英語の問題については、英会話ではなく、内容のある議論が必要であり、英文ペーパーを書けることが大前提。また、英語の論文で落ちることもあるので、各府省等には、国際的な場に英文ペーパーを出すことを奨励していただきたい。採用されるためには、目の前にある国際課題に全力で取り組むことが最重要だが、日本人は、英語でのプレゼンテーション能力が欧米人に及ばないので、プレゼンテーションの研修には力を入れて良いのではないかと。また、若手の研修派遣については、「裾野を広げる」という観点から、たとえ派遣した人材が統計分野に残らなかったとしても、候補者を作っていくという点では良い。研修を経験した若手であれば、国際会議に臨んだときに、積極的に自分の意見を発言できるはずなので、その辺りから取り組んでいただきたい。
- ・萩野教授が提起された課題は、国際分野のみならず、日本の統計分野全体の人材育成の問題。国際的に通用する統計人材の育成のためには、各府省が、ローテーション長期化などを通じて、統計の専門家をしっかりと育成し、その上で、ローテーションの一環として当該の人材に国際的な統計プロジェクトや国際機関での勤務経験を積ませていくことが必要。今の日本の行政組織の一般的な人事運用には馴染まないかもしれないが、統計改革を実効性のあるものにするためには、トップクラスの統計専門家を育成できるように、こ

うした方向に持っていくことが大切である。統計委員会としても、各府省の統計幹事と連携を密にして、各府省における統計人材の育成をあるべき方向に持って行きたい。

(2) 諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料2-1、2-2に基づき、説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・可処分所得については、月々の調査（家計調査）では計算できるが、本調査から年間の可処分所得の計算はできない。年間収入と併せて税金や社会保障の額を把握すればよいので、ユーザー側の実証しやすさの観点から、検討してほしい。
- 非消費支出は、年間収入の詳細把握に比べ、1.5 倍の記入負担となる。また、記憶を遡った記入となるため、不確かな点も出てくる。年間可処分所得については、税率の仕組みは定率で決まっているので、推計した結果を表章していく方向で検討しており、今後の部会でも御議論いただきたい。
- ・家計調査の不足項目を調査する家計調査世帯特別調査の 6,000 世帯と、基本調査 40,000 世帯の計 46,000 世帯が基本データになるのか。
また、家計調査世帯は、10 月、11 月については従来の家計調査に加えて調査を行うのか。これでは、報告者負担の軽減となるのか分からない。
- 家計簿で調査する標本規模は、基本調査 40,000 世帯、家計調査世帯特別調査の 6,000 世帯に加えて、単身モニター調査の 2,000 世帯の計 48,000 世帯を考えている。特別調査の 6,000 世帯については、家計調査で把握していない事項について、補足的に調査するもので、一定の負担をお願いすることとなるが、全国消費実態調査において別途、家計簿の記入を求めると、記入負担が大きく、市町村の事務負担も増大するため、このような体系を考えている。
- ・耐久財等調査票の廃止や調査事項の変更については、事前に会議資料を見て理解を深めるためにも、結論だけでなく理由等を論点に整理していただきたい。
- 今回は、大幅な調査内容の変更のため、本資料では内容を簡略化したが、部会では、変更の理由、支障、影響等を確認しながら丁寧に議論し、その結果については、部会報告として本委員会で報告させていただきたいと考えている。
- ・家計調査では把握していない耐久財等の調査は、非常に価値のある調査項目なので、消費動向調査（内閣府）で代替できるのか、慎重に検討していただきたい。
- ・本調査は、ジニ係数や相対貧困率の作成など政策ニーズにも非常に密接に関連する重要な統計であり、精度向上が強く望まれている。一方で、報告者や実査を担う地方公共団体や調査員の負担軽減・抑制にも配慮が必要である。

今回の調査の変更は、報告者の負担軽減を図りつつ、資産、年間収入の精度向上という課題に対応するため、調査方法の大幅な見直しを計画しており、部会においては、この変更内容が課題解決に当たって十分なものになっているか、提供する情報が利用者ニーズに合致したものが審議をお願いしたい。

(3) 諮問第118号「国民生活基礎調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料3-1、3-2に基づき、説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・国民生活基礎調査は、様々な役割を担った統計だが、その一つとして、大規模調査年における相対的貧困率の算出基礎データとしての活用があげられる。貧困率は全国消費実態調査でも算出され、来年は15年振りに両調査が同一年に実施されるため、結果公表時の関心も高い。

また、国民生活基礎調査は、相対的貧困率を含め、色々なデータで齟齬が見られ、社会的関心を集めていることから、今回の諮問審議は非常に重要である。

さらに、この調査は、厚生労働省が実施する他の統計調査の母集団情報としても活用されており、調査結果の精度向上は急務である。今回のポスティングによる郵送回収の導入は、精度向上に向けた取組の一つと評価できるが、2020年の簡易調査からの導入は、対応が遅い。前倒しして、来年の大規模調査における導入の余地はないか、実査の現状も踏まえ、部会で十分に議論してほしい。

また、全国消費実態調査は、郵送回収に加えてオンライン回収や推計手法の見直しも検討されているのに対し、国民生活基礎調査は、推計手法の見直しは実施困難として、今回の変更計画案では、ポスティングによる郵送回収以外に、結果精度の向上に向けた具体的方策は見当たらない。他に有効な方策はないか、検討が必要である。

精度向上は急務であり、精度向上が見込めないから、現在のやり方を続けるというのは、説明として不十分と考える。もう一度、前広に予断を持たずに検討し、ベストエフォート（最善の努力）をもって調査を実施していることを国民に示す必要がある。

今回は、二つの調査が同一の部会において、並行的に審議されることから、全国消費実態調査における取組状況も踏まえつつ、国民生活基礎調査における更なる取組の余地についても、部会で十分に議論してほしい。

(4) 諮問第119号「作物統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料4-1、4-2に基づき、説明が行われ、

農林水産省から資料４－３に基づき、補足説明が行われた。本件は論点が限られていることから、産業統計部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、審議結果の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は委員長に一任の上、本委員会終了後、委員に送付することとされた。

・審議の結果、以下のとおり整理することとし、この整理を答申として採択した。

今回の変更は、１つ目は、農林水産省が共済減収調査結果の利活用環境の変化に対応して代替情報を活用することにより報告者負担の軽減や統計調査業務の効率化等を推進するもの、２つ目は、調査内容に即した適切な調査票の名称に変更するもの、３つ目は、品目コード欄等の追加により集計事務の効率化や正確性を確保するもの、４つ目は、公表期日の変更により統計利用者の利便性の向上等に資するものであり、それぞれの変更は適当である。

また、前回答申の課題で、基本計画においても課題とされている主産県調査実施年の全国値の推計方法の検証・検討については、現時点でまだ結果が出ていないため、引き続き対応を注視する。

(５) 統計委員会運営規則の改正等について

事務局（統計委員会担当室）から、資料５－１～５－９に基づき、統計委員会運営規則の改正等についての説明が行われ、案のとおり決定された。

(６) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料６－１に基づき、評価分科会に属すべき委員及び臨時委員について、内閣総理大臣の指名を受けたとの報告がなされた。また、資料６－２、６－３に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき委員及び専門委員の指名がなされた。

(７) その他

① 「社会保障費用統計における作成方法の変更」について

厚生労働省から参考２－２に基づき、説明が行われた。

② 「毎月勤労統計」について

前回の統計委員会において、西村委員長が厚生労働省及び事務局に対し、説明資料の作成と情報提供を要請したことを受け、事務局（統計委員会担当室）から資料７－１に基づき説明が行われ、厚生労働省から資料７－２に基づき、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・先月の統計委員会で依頼した分析のためのデータのうち、産業計及び産業別の現金給与総額につき要因分解したデータを頂戴した。これから厚生労働省の御協力も得ながら、分析・検討を行っていく。その結果についてはできた段階で改めて委員会に報告する。
- ・その報告というのは新しい推計のやり方及び内容について、ということか。
→分析・検討の結果である。
- ・変則的なことが起こる環境の中で、委員会の議論を踏まえた取組みを評価する。その上で、この資料をHPに載せるだけでは気がつかないユーザーも多いと思われる。毎月報告しているデータの中にも「標本交替に伴い、結果の解釈について注意が必要」という記載をすべき。HPに新しい資料が出たというだけでは見てもらえない。新たな誤解が広がる恐れもあり、毎月見られる概要資料の中にも、掲載すべき。
- 現在でも、直近の7月公表の確報でも「入替えによる影響が出ている」との注意を掲載済み。また、前回委員会に提出した資料についてはHPで公表し、「利用上の注意」のところでURL等を紹介している。公表資料も、もう少しユーザーに周知できるよう検討していく。
- ・公表資料に工夫の余地が無いか、厚生労働省と相談しながら改善を求めていく。
- ・本日の説明資料により統計ユーザーの理解も深まるものと期待。「労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく」が最も重要。

景気指標として多くの人を実感するのが、自分の今年の賃金が昨年と比べて上がったかという点であり、継続して調べている共通事業所による指標、上昇率が実感となる指標。その点も含め、しっかりと利用者に説明を尽くしていくことが大事。また、こうした説明がローテーション・サンプリングを導入した4月の公表時点と同時に行われなかったことは大きな反省点であり、非常に重要な点。タイムリーに情報を出すことが極めて重要。また、その時の情報の出し方は、分かりやすい情報を出すのが一番基本。統計のユーザーが自分たちの見方に従って統計をどう解釈するのか、どのように使うのかを、きちんと分析できるような十分な資料が提供される、ということが重要になる。

統計作成側は、統計がその時点におけるベストエフォートで作らなければならない。ベンチマークの変更などによる、断層がどうしてできたのかを、明確に説明すれば、その統計をどのように使ったら良いのかが分かる。根本的にそれが重要だと考えている。

厚生労働省には、説明資料を毎年実施する改定と同時に提供することを、強く要望する。一方、厚生労働省からデータ提供を受けた内閣府においては、早急に分析を進め、その結果を統計委員会に報告願いたい。

③「平成31年度 統計リソースの要求状況（統計委員会建議に基づく重点配分事項）」について

事務局（政策統括官室）から資料8に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・今年7月の統計委員会からの建議に沿って、各府省から大事な要求がなされている。要求が実現するよう、各府省において調整を進めていただくとともに、総務省からも働きかけをお願いしたい。EBPM関連の要求もなされているので、連携を図っていただきたい。

次回の統計委員会は、10月25日（木）午前で開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>